

令和4年度第1回知立市障害者地域自立支援協議会 議事録

| | | | |
|--|---|-----|-------------------------|
| 会 議 名 | 令和4年度第1回知立市障害者地域自立支援協議会 | | |
| 日 時 | 令和4年1月31日（火） 午後2時～午後4時 | 場 所 | 知立市福祉の里八ツ田 3階 さくら・うめ |
| 出 席 者 （敬称略） | <p>○委員</p> <p>高木 紀子 医療法人成精会 刈谷病院 精神保健福祉士 志水 みゆき 刈谷公共職業安定所 就職促進指導官 松永 聡 愛知県刈谷児童相談センター 児童育成課長 八重澤 直樹 愛知県立安城特別支援学校 部主事 中森 琴美 刈谷市立刈谷特別支援学校 小学部主事 神谷 利夫 知立市身体障害者福祉協議会 会長 永井 淳子 知立手をつなぐ育成会 会長 都築 元直 NPO 法人かとれあ福祉ネット 家族交流会かとれあ会 代表</p> <p>中嶋 宇月 知立市聴覚障害者協会 会長 横井 宏和 知立市社会福祉協議会 事務局長 橋本 喜己 社会福祉法人 けやきの会 理事長 成瀬 正孝 特定非営利活動法人 Ami 施設長 翠 泰由 知立市 教育委員会 学校教育課 指導主事 加藤 浩一 知立市民生・児童委員連絡協議会 監事 大南 友幸 西三河南部西圏地域アドバイザー 社会福祉法人 ひか りの家</p> <p>以上15名</p> <p>○事務局</p> <p>瀬古 俊之 福祉子ども部長 伊藤 慎治 福祉子ども部福祉課長 林 稚佳子 福祉子ども部福祉課長補佐兼障がい福祉係長 花田 幸映 福祉子ども部福祉課障がい福祉係 主査 澤田 圭佑 福祉子ども部福祉課障がい福祉係 主査 山下 絢香 福祉子ども部福祉課障がい福祉係 主事</p> | | |
| 欠 席 者 （敬称略） | <p>中根 恵美子 愛知県衣浦東部保健所 健康支援課 こころの健康推進グ ループ 課長補佐</p> <p>阿部 陽子 株式会社てるテル 事務長 浦田 浩子 知立市 保険健康部 健康増進課長</p> <p>以上3名</p> | | |
| <p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>（1）第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗管理について</p> <p>※事務局より資料のとおり説明</p> | | | |

●障害福祉サービス等利用実績（資料 1）

●協議会・部会における令和3年度実績及び令和4年度検討事項（資料2）

（会長）

事務局の説明は終わりましたが、質問、ご意見があればお願いします。

（加藤委員）

コミュニケーション部会で話し合われている福祉避難所について、どのようなものか説明をしていただきたいです。

（事務局）

災害が発生した際には、まずは一次避難所へ避難していただき、必要に応じて福祉避難所を立ち上げるかどうかというのを協議して決定することとなっております。現在は11施設と協定を結んでおります。

発災時に、全ての福祉避難所を立ち上げると定めているわけではなく、一次避難所での生活が困難であり、福祉避難所への移動が必要であるとの要請を受けた場合、災害対策本部（市）から協定を結んでいる民間施設に福祉避難所として開設できるか、どのような方を何名受け入れられるかを確認し、一次避難所へ情報提供することとなります。原則として、災害が発生してから最大7日間以内で閉鎖をすることが定められております。

聴覚障がい者は情報保障のため、いきがいセンターに避難する等、同じ特徴のある災害時用配慮者が一箇所に集まることで手厚い支援を受けられるように福祉避難所を整備しています。

公共施設であれば人員が配置できますが、民間施設のため施設管理者の参集状況によって開設可能か判断されることとなります。福祉避難所は基本的に支援が必要な方と支援者（家族等）と一緒に避難してくる場所です。福祉避難所という名称から、避難すればすべて支援してもらえられると思われることが多いですが、施設職員も平常時から施設を利用している方の対応が最優先となりますので、場所だけ提供され、運営は自分たちで行ってもらうこととなります。一次避難所よりも設備が整っているため、一次避難所で生活するよりは配慮がある生活ができる可能性が高いと思われます。

令和4年度は福祉避難所用の備品を購入し、整備を進めている状況です。

（加藤委員）

福祉避難所側の受け入れ訓練やマニュアル化はされているのでしょうか。

（事務局）

協定を結んでいる施設に対して福祉避難所運営マニュアルのたたき台はお渡しし、施設毎に加除していただくように依頼はしております。市職員を福祉避難所へ派遣することは難しいため、一次避難所同様自主運営が基本となります。各施設で運営できるよう依頼をし、必要な備品は市役所でも整備しています。

（加藤委員）

施設の近隣住民を巻き込んで福祉避難所の支援をする等検討していただきたい。

（会長）

具体的な運営方法を今後相談していければと思います。

（永井委員）

新型コロナウイルス感染症の流行前に育成会として総合防災訓練に参加した際、メイン会

場の知立小学校から福祉避難所であるけやき作業所まで避難する訓練をし、そのときは市役所職員に案内していただきました。発災時に対応できる職員がいるのか、施設職員が避難所を開設するために自宅から出て来られるか等はそのときになってみないと分からないですし、想定するのも難しいことだとは思いますが、マニュアルの整備は大切だと思います。協定を結んでから訓練等が進んでいないのは危機感がないとは思いますが、備品の整備は少しは進んでいるとのことなので、今後も検討を続けてほしいと思います。

(事務局)

令和4年度は中央子育て支援センターに備品を配備するように手配をしているところで。他の施設についても日赤の予算を活用して備品を配備していきたいと思います。

ご指摘をいただいた訓練につきましては、現実問題として、通常の施設運営をしながら福祉避難所の受け入れ訓練を行うのは時間も場所もないと思います。身体障害者福祉センターの利用率が低いため、今後福祉避難所へ指定しつつ、各福祉避難所施設の方や一般の方に向けて運営の体験をしていただけるような取り組みを行っていきたくと考えております。

コミュニケーション部会で話し合っている、情報保障に特化した福祉避難所を身体障害者福祉センターで担っていけるような取り組みも併せて行っていきたくと思います。

(加藤委員)

今後、福祉避難所への具体的な指導を安心安全課も含めて行っていただきたい。

(中嶋委員)

安心安全課も含めた災害関係の部会・委員会を立ち上げて、話し合う場が必要だと思います。

(大南委員)

協議会・部会における令和3年度実績及び令和4年度検討事項(資料2)について、部会の開催が年1回のところが多く見られますが、この状況だと検討・評価のサイクルが作りづらいと思われます。年度の前半に検討課題を整理し、後半に評価をし、次年度に続けていくことができるより良い部会になるとと思われます。

他市町では、連絡会、交流会等事業所同士の交流ができる場や当事者が勉強や研修ができる場がありますが、知立市ではそういった会はありますか。

(事務局)

連絡会は開催しておりませんが、今年度はこれまで部会に参加していなかった事業所の職員にもご参加いただき、事業所間での交流ができる場にもなればと試行的に取り組みさせていただきました。いただいたご意見を参考に、今後の協議会・部会について検討していきたいと思います。

(大南委員)

自立支援協議会、各部会、連絡会、交流会の事務局をすべて市が背負うと他業務との調整が難しいと思われます。基幹相談支援センターに協力依頼する等事務局体制を整えつつ取り組んでいただければと思います。

(都築委員)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって部会等が開催できないこともあったが、今後も継続して開催してほしいと思います。かとれあ家族会としては、こころの健康支援ネットワーク会議やこころ・ほっと・カフェ事業を今後も継続していただき、必要な検討がなさ

れてほしいと思います。

(2) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について

※事務局より資料のとおり説明

●第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画スケジュール表(案)(資料3)

- ・身体障害者手帳所持者のうち65歳以上の方は介護保険のサービスが優先となることから今回はアンケートの対象としない。
- ・特別な支援が必要な子どもについて、前回は学校を通じてアンケートを配布したが、今回は手帳所持者、サービス利用者の自宅に郵送する方式とする。
- ・自立支援医療(精神通院)受給者でサービスを利用している方を新たにアンケートの対象とした。

(会長)

事務局の説明は終わりましたが、質問、ご意見があればお願いします。

(大南委員)

アンケートの対象を広げたことによって幅広い意見を集められると思います。「特別な支援が必要な子ども」に医療的ケア児も含まれているのでしょうか。

(事務局)

医療的ケア児につきましては、手帳を取得していたり、サービスを利用しているためアンケートの対象者に入ってくると思われます。

(加藤)

回収率50%を想定されていますが、回収率を上げる方法の検討も必要だと思います。聞き取り方式だと回収率は上がると思うがいかがでしょうか。

(事務局)

匿名により集まる意見もあるかと思われますので聞き取り形式ではなくアンケート方式としております。回収率が上がるように周知徹底する等の取り組みをしていきたいと思いません。

(会長)

難しいことだとは思いますが、わかりやすく答えやすいアンケートとなるように検討していただきたいです。知立市の福祉の発展に必要なアンケートということを皆様にご理解いただくことが必要だと思います。相談支援専門員が様々な意見を拾っていると思われるので、そういった意見も掘り下げていただき、計画に反映していただければと思います。

(3) 知立市障害福祉サービス等支給決定基準案について

※事務局より資料のとおり説明

●知立市障害福祉サービス等支給決定基準(案)(資料4)

●障害福祉サービス等支給決定基準(案) 近隣市の取扱い

- ・障害福祉サービス等については、障がい者の心身の状況や置かれている環境等の勘案事項をもとに、公費で助成すべき障害福祉サービス又は地域相談支援の要否を判断し、月単位で支給量を定めている。
- ・市は限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められており、支給決定基準を作

成することにより、介護給付費等の公費に係る支給決定について透明化・明確化を図ることを目的としている。

- ・障害福祉サービスについて国庫負担する際の1人当たりの基準額が厚生労働省から示されており、原則としてその国庫負担基準を踏まえ、障がい者の生活の状況を具体的に想定して支給量を決定していくこととする。

- ・支給決定の開始時期については、関係書類の到着後、市が必要な審査を行い、支給の要否を申請者に通知するとともに、申請者が事業所と利用契約を締結する期間として15日程度必要と考えられ、緊急時ややむを得ない事情による場合を除き、利用開始日の15日前までに手続きが完了するようルールを設ける。

- ・介護保険制度との適用関係について、障がい者においても65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となるため、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることとなる。しかし、障害福祉サービスの利用について介護保険給付が受けられない又は地域支援事業を利用することができない場合には、その限りにおいて、市の判断により障害福祉サービスの利用が可能であることから、要介護認定で要介護5の認定を受け、障害支援区分が区分6すなわち日常生活動作において全面的な支援が必要な方等で、介護保険法に定める区分支給限度額に達するまで介護保険サービスを利用しているときに限り、居宅介護又は重度訪問介護の上乗せ支給をする。また、視覚障がい者については、介護保険サービスで相当のサービスがある居宅介護（家事援助）及び自立訓練（機能訓練）は、介護保険サービスで対応できない場合に限り、障害福祉サービスを利用できることとする。

- ・地域生活支援事業（訪問入浴、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターで提供されるサービス等）を利用する場合は、障害福祉サービスを優先し、また、同日において障害福祉サービスと地域生活支援事業を利用する場合の条件を定める。これらの併給は可能とするが、障害福祉サービス、地域生活支援事業それぞれ利用者負担額を徴収する。

- ・国においては就労の年齢に制限はないが、就労継続支援A型について、65歳以上の方は生活困窮世帯に限ることとした。近隣市においては、65歳の誕生日前5年間支給決定を受けている方を対象に、就労継続支援A型の利用を認めている自治体が多いが、一部の自治体では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業所に対し70歳までの高齢者就業確保措置が努力義務とされていることを踏まえ、70歳未満の方としていることから、市としても検討している。

- ・就労継続支援B型について、70歳以上の方は基準支給量を15日とし、75歳までとすることで、地域生活支援事業、介護予防事業等へ段階的に移行していただくこととする。

- ・就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービスの利用に関して、新しい生活様式の定着化を見据え、令和3年度から「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる」方とされた。市では、通所ではなく在宅でサービスを利用する理由を聞き取り、支援効果が見込まれる場合に支給決定しているが、明確な判断基準はなく、従前のおり物理的な移動が困難であるときのほか、引きこもり等の理由により外出できないときに限定するもの。特定相談支援事業者との会議で、精神の障害により就労までたどり着かない人に対し、社会活動を支援する目的で在宅

でのサービス利用を検討できないかという意見をいただいたため、それを含めて検討しているところ。

- ・標準利用期間が定められている障害福祉サービスで、その標準利用期間を超えて同じサービスを利用する際、市町村審査会の個別審査を経ることとされているサービスは、審査会への準備のため関係書類の提出期限を明記する。

- ・身体障害者手帳を除いては、障害者手帳等の取得前に障害福祉サービスの利用が可能だが、厚生労働省は、各種援助措置を受けやすくするため、障害者手帳等の取得を勧奨することが望ましいと謳っている。したがって、自立支援医療（精神通院）の受給者で医師の意見書等により障害福祉サービスを利用している方が、支給期間を超えて引き続き障害福祉サービスの利用を希望するときは、障害者手帳等の取得を勧奨できるよう、努力義務として規定することを考えている。

（会長）

事務局の説明は終わりましたが、質問、ご意見があればお願いします。

（会長）

公正公平にサービスの支給ができるように今後も支給決定基準の評価・改善をしていただければと思います。

（永井委員）

（資料1）を見ると放課後等デイサービスの利用実績が上がっていますが、障害児通所支援事業についての基準はいかがでしょうか。また、障害児通所支援事業の支給が過剰に増えるデメリットは感じておられますか。

（事務局）

障害児通所支援事業の支給決定基準は定めておりません。障害児通所支援事業については保護者の就労状況等、家庭環境を鑑みて支給をしております。支給量が過剰になることで、養育者の支援力が落ちることは不安であり、基準を設けていきたいとは思いますが、サービスを利用するために手帳の取得が必須ではないことや、手帳の級と支援が必要な度合いが必ずしも同等ではないため一律での判断が難しいと感じております。養育者の支援力を落とさない程度にサービスを支給することが必要だと考えております。

（会長）

必要などころに必要な予算が回るように今後も検討を重ねていただきたいと思います。

（事務局）

65歳以上の就労系サービス利用について、刈谷公共職業安定所の志水委員に高齢者の求職状況についてご教示いただきたいと思います。

（志水委員）

65歳以上で就労継続支援A型の利用を希望される方は年齢的に難しいと説明をさせていただいています。障害の有無に関わらず年齢が上がると求職活動は難しいため、60歳、65歳以上歓迎求人を案内しているという状況です。

（事務局）

ありがとうございます。そのような情勢を踏まえて今後も検討していきたいと思います。

（中嶋委員）

聴覚障害者に特化したサービスがないため、使いづらいと感じています。今後、サービス

が拡充されればと思います。

(4) その他

(事務局)

皆様に委嘱しております障害者地域自立支援協議会委員の任期が令和5年3月31日までとなっております。市としましては、引き続き4月からもお引き受けいただければと存じます。つきましては、3月下旬から4月上旬に文書にて依頼をさせていただきます。各団体等でご検討いただき、福祉課までご報告ください。継続して委員として知立市の福祉施策に対しご協力いただければ幸いです。

また、令和5年度の第1回の協議会は、令和5年6月29日(木)午後2時から知立市中央公民館大会議室で開催する予定です。開催通知等は新年度に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉会

(会長)

以上を持ちまして、令和4年度第1回知立市障害者地域自立支援協議会を閉会します。